

令和 4 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 1 月 24 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3526〕

| |
|---|
| ① 件 名 |
| 石巻市かわまち交流拠点施設の指定管理者の指定の変更について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきたことから、このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とするべく、かわまち交流拠点整備事業として官民一体で基盤・施設整備に取り組んでおり、既に供用を開始している石巻市かわまち交流センター、石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場及び石巻市かわまち交通広場については、指定管理制度を導入し、管理運営を行っている。</p> <p>【目的】 かわまち交流拠点施設のひとつである「石巻市かわまち交流広場」の整備が本年 3 月に完了することから、かわまち拠点エリア内の他施設と効果的な管理・運営を図るため、かわまち交流拠点施設の指定管理施設に追加するもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 石巻市かわまち交流拠点条例（平成 29 年条例第 25 号） 石巻市かわまち交流拠点条例施行規則（平成 29 年規則第 32 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 4 節 地域資源を活かした観光事業の振興 1 地域資源を活用した観光誘客を推進する</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| <p>平成 29 年 6 月 石巻市かわまち交流拠点条例公布 （かわまち交流センター、かわまち立体駐車場、かわまちバス駐車場の設置）</p> <p>11 月 かわまち立体駐車場・バス駐車場供用開始</p> <p>平成 30 年 9 月 かわまち交流センター供用開始 石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正（かわまち交通広場の設置）</p> <p>10 月 かわまち交通広場供用開始</p> <p>令和 4 年 12 月 石巻市かわまち交流拠点条例の一部改正（かわまち交流広場の設置）</p> |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>1 施設概要</p> <p>名 称：石巻市かわまち交流広場 所 在 地：石巻市中央二丁目 306 番 施設規模：敷地面積 1,897.24㎡ 施設機能：ベンチ、屋外ステージ、噴水など</p> <p>2 指定管理候補者及び選定方法</p> <p>(1) 選定候補者 一般社団法人石巻観光協会 会長 後藤 宗徳 （石巻市中央二丁目 11 番 12 号）</p> <p>(2) 選定方法 非公募</p> <p>(3) 選定理由 拠点施設内の「石巻市かわまち交流センター」、「石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場」及び「石巻市かわまち交通広場」の指定管理者である一般社団法人石巻観光協会を「石巻市かわまち交流広場」の指定管理者とすることにより、拠点内の施設を一体的に維持管理・活用することで交流人口の増加や賑わい創出による中心市街地の活性化を円滑に図っていくことができる。</p> |

| |
|---|
| <p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日（4年間）</p> <p>4 開場時間及び休場日 開場時間 終日 ※ただし、営利目的の利用については、午前9時から午後9時までとする。 休場日 なし</p> |
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 一般社団法人石巻観光協会が指定管理者として一体で管理・運営し、施設間の連携を図りながら、各施設の機能を最大限活用することにより、中心市街地における交流人口の増加と賑わいの創出が図られる。</p> <p>【市財源への負担】 債務負担行為 期 間 令和5年度から令和8年度まで 限度額 指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料 （概算）389千円×4年＝1,556千円（一般財源）</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和5年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定の変更について提案 3月 かわまち交流広場の完成 指定管理に係る変更基本協定の締結 4月 指定管理に係る年度協定の締結 供用開始</p> |
| <p>⑨ その他</p> |